

●新型コロナウイルスへの対応のため、医療機器をインドネシアに輸入するための要件

- 新型コロナウイルスへの対応のため医療機器などを輸入する場合、輸入者は国家防災庁（BNPB）から免除にかかる推薦状を取得すればよく、保健省の流通ライセンス（Izin Edar）または特別アクセススキーム（SAS）での輸入許可の取得は不要
- BNPB の推薦状発行申請はオンラインで可能（インドネシア・ナショナル・シングル・ウィンドウ（INSW））

（手続きの流れ）

1	INSW の緊急時対応ライセンスサービスのページ（ <a href="https://apps1.insw.go.id/perijinan/">https://apps1.insw.go.id/perijinan/</a> ）にアクセスし、メニューから「Pengajuan Rekomendasi BNPB（上から 2 番目）」を選択
2	「Permohonan」（申請）欄にある、「Permohonan Rekomendasi Pengecualian Tata Niaga Impor ke BNPB」、「Rekomendasi Fasilitas Pembebasan Bea Masuk」にチェックを入れ、フォームに入力して必要なドキュメントをアップロード
3	インドネシア税関による許可と承認
4	輸入税など諸税の課税に関する財務大臣規程の適用除外を認める書類（SKMK Exception）の発行

（提出書類）

書類	目的		
	無償提供	個人使用	商用
インボイス	✓	✓	✓
パッキングリスト	✓	✓	✓
個人使用の必要がある旨のステートメントレター	—	✓	—
無償提供を行う旨と受け取る旨のステートメントレター	✓	—	—
分析証明書	✓	✓	✓
医療機器販売業者許可証（IPAK）	—	—	✓
製品のパンフレット	—	—	✓

（問い合わせ先）

国家防災庁（BNPB）

電話：+62-21-51010112 / 51010117

関税総局（Bravo Bea Cukai）

電話：+62-21-1500225、ライブチャット（[bit.ly/bravobc](https://bit.ly/bravobc)）

（出所）[インドネシア関税総局（DJBC）プレスリリース](#)、[財務省ホームページ](#)、[INSW 公式ウェブサイト](#)よりジェトロ作成

本資料は、インドネシア財務省関税総局が公表した内容をジェトロ・ジャカルタ事務所が要約したものです。出来る限り正確な内容にするよう努めました。内容の正確性・完全性については保証いたしかねます。正確な理解のため、関税総局の公表内容（インドネシア語）も必ず参照されることをお勧めいたします。また、ジェトロ・ジャカルタ事務所は本資料に起因して生ずるいかなる業務上の責を負うものではありません。